

公益財団法人 山梨みどり奨学会奨学規程

公益財団法人 山梨みどり奨学会定款第47条に基づき、この奨学規程を定める。

第1章 総則

(奨学金及び奨学生)

第1条 山梨みどり奨学会（以下「本会」という。）は、優れた生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対して学資を貸与する。

2 本会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 山梨県内に住所を有する保護者（民法（明治31年法律第9号）第818条又は第838条に規定する親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の子弟であること。

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は選手学校の高等課程（修業年限2年以上の高等課程で文部科学省令で定めるものに限る。）に在学している者であること。

(3) 優れた生徒であって経済的理由により修学に困難がある者であること。

(4) 本会制度と同趣旨の学資の貸与又は給付を受けていない者であること。

2 前項に規定する者には、次の各号のいずれかに該当する者を含む者とする。

(1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成2年法律第71号）」第3条の規程による法定特別永住者として本邦に在留する者

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年制政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(3) 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると認められる者

(奨学金の貸与)

第3条 奨学金は、奨学生の専攻及び採用に関する規程（以下「選考採用規定」という。）の規定に基づき、優れた生徒であって経済的理由により修学に困難があるものと認定

された者に貸与する。

- 2 前項に規定する選考採用規程の規定に基づき、経済的理由により修学に困難がある程度の認定は、申込者の父母又はこれに代わって家計を支えている者の収入によるものとする。

(奨学金の月額)

第4条 奨学金の月額は、別表1に定める額とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学金申込書及び確認書の提出)

第5条 奨学生志望者は、本会あての奨学金申込書、連帯保証人2人と連署の上、押印（印鑑登録証明書を添付するものとする。以下押印について同じ。）した確認書、奨学生志望者の属する世帯全員の続柄が分かる住民票、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申込書類を受け取った学校の長が奨学生志望を本会に推薦しようとするときは、第2条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。
- 3 連帯保証人のうち1人は、申込者が未成年者の場合はその保護者、成年者の場合は父母、兄弟姉妹（未成年者を除く。）又はこれに代わる者でなければならない。
- 4 前項の連帯保証人以外の連帯保証人は、前項の連帯保証人と別生計で独立して生計を営む者であって、原則として、申込者の4親等以内（父母を除く。）の親族又は山梨県内に住所を有する者でなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、本会が、前条により提出された申込書類について、選考採用規程の規定に基づき審査の上、奨学生選考委員会の議を経てこれを決定する。ただし、年度中途において緊急に奨学生を採用する必要があるときは、奨学生選考委員会の議を経ないで決定することができる。

- 2 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。
- 3 本会は、奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、奨学生証を交付する。

(奨学金の貸与期間)

第7条 奨学金の貸与期間は、本会が貸与を認めたときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。ただし、理事長が別に定める場合は、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2ヶ月以上合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することができる。

3 本会は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を通じて奨学生に交付することができる。

4 第4条に規定する通学形態の区分の適用にあたり、貸与期間の通学形態の変更は、奨学生が奨学金貸与月額変更願を学校に提出することにより行うものとする。この場合において自宅通学から自宅外通学に変更する場合には当該変更の事由が生じた月（変更の事由が生じた後1月以上経過後奨学金貸与月額変更願を提出したときは学校に提出があった月）から、自宅外通学から自宅通学に変更する場合には当該変更の事由が生じた月の翌月（変更の事由が生じたのが月の初日のときはその月）からとする。

(適格認定)

第9条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等（以下「適格認定」という。）を行うものとする。

2 奨学生は、毎年度1回、奨学金継続願を在学学校長に提出しなければならない。

3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生について、理事長が別に定める適格認定の基準に基づき適格認定を行い、本会に報告するものとする。

4 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(転学、留学又は退学による奨学金の取扱)

第11条 奨学生退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。
- 3 奨学生が、留学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

(奨学金の休止、停止及び貸与期間の短縮)

第12条 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年又は停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の廃止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 所定期間内に第9条第2項に規定する奨学金継続願を提出しなかったとき。
- (5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 第5条の所定の事項について記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。

(8) その他第2条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人及び本人が未成年者の場合は保護者と連署の上、押印した返還誓約書を在学する学校又は在学した学校の長に貸与の終了した月の翌月末日までに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後14年以内に奨学金を返還するものとし、その返還は、原則、月賦とし、口座振替（振替日は、27日（27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）による方法とする。

- 2 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）が、割賦金の返還を怠ったと認められるとき又は前条に規定する期日までに返還誓約書を提出しないときは、前項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。
- 3 奨学金の割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、年額にして、貸与を受けた奨学金の額に応じて、別表2に定める額を下ってはならない。
- 4 奨学金を月賦で返還する場合の割賦金の額は別に定める。
- 5 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき、又は特に必要があると認められたときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。

(繰上返還)

第18条 奨学金はいつでも繰上返還できる。

(奨学金の返還期限の猶予)

第19条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願出により、奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
- (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第2号又は第4号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号のいずれかに該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、同項第3号又は第5号に該当するときは、それらを通じて5年を限度とする。

(返還期限の猶予の願い出)

第20条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

- 2 前条第1項第2号該当する者で第25条第1項による届出をなしたものについては、前項の規定にかかわらず、この提出等をもって猶予願とみなす。
- 3 前2項により返還を猶予する場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

(延滞金)

第21条 奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還の強制)

第22条 奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手続き等により割賦金の返還を確保するものとする。

第23条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第17条第2項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わなかったときは、その延滞している返還未済額の全部の額に月延滞金を徴するものとする。この場合においては、第21条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第24条 奨学生であった者等から返還金の支払があつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

(1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。

2 奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、割賦金、延滞金の順に充当する。

(奨学生であった者の届出)

第25条 奨学生であった者が高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届け出なければならない。

- 3 奨学生であった者は、奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

- 第26条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。
- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。
 - 3 第1項の異動届を提出する場合は、第16条の規定に準じて、返還誓約書を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(死亡又は心身障害による返還免除)

- 第27条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、公益財団法人 山梨みどり奨学会奨学金返還免除規定により、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
- (1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により学業能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。
 - (2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

第5章 補則

(実施細目)

- 第28条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

この規程は、平成16年6月21日からこれを適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日からこれを適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日からこれを適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日からこれを適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日からこれを適用する。

附 則

令和5年3月31日時点における返還者は旧規程を適用とし、令和5年4月1日以降の新規返還者はこれを適用する。

附 則

第24条第2項は、令和5年4月1日から全ての返還者にこれを適用とする。